

平成 26 年 10 月 1 日

教 育 長 }  
各課 (局・室) 長 } 様

鳩山町長 小 峰 孝 雄

### 平成 27 年度予算編成方針について (通知)

平成 27 年度予算は、「第 5 次鳩山町総合計画」を前提とし、下記に示す「平成 27 年度町政運営の考え方」及び「平成 27 年度財政見直し」を踏まえた上で、この方針に基づき、職員全員が事業内容や効果等を十分に精査し、改革を断行する決意で編成に臨まれたい。

#### 記

#### 1 平成 27 年度町政運営の考え方

本町は、人口減少と少子高齢化が急速に進んでおり、5 年から 10 年先を見据え、数値の裏づけのある具体的かつ戦略的な政策 (施策) を推進することが求められている。その一方で、本町財政は、ここ十数年来、基金の取り崩しに依存しており、平成 26 年 6 月補正時点での主要 4 基金の残高は約 2 億 3,000 万円まで減少している。したがって、平成 27 年度予算編成においては、基金の取り崩しはできない状況である。

以上のことから、平成 27 年度は次に示す考え方にに基づき町政運営にあたるものとする。

- ①平成 27 年度は第 5 次総合計画の中間年度にあたることから、「政策 (施策) の評価・検証」を実施し、数値の裏づけのある具体的かつ戦略的な政策 (施策) を立案・推進する。
- ②基金依存の財政構造から脱却するため、「町民サービス維持・確保に向けての事業見直し調査 (26 年 9 月 1 日通知)」に基づき、「事業の総点検・総見直し」を断行する。
- ③「安心魅力づくり協働戦略事業」として具体的な取組みに着手している施策については、財源確保に目処をつけながら、効果的な事業展開を図る。

#### 2 平成 27 年度財政見直し

来年度の財政見直しは次のとおりである。なお、別添資料として「本町の財政状況と決算分析」を添付したので参考とされたい。

##### (1) 歳入予算見込額

###### ①平成 26 年度当初予算

第 1 回ヒアリング終了時 (平成 25 年 11 月 26 日時点) の歳入見積額は、44 億 1,164 万円であった。なお、この時点では、地方消費税交付金の増収分 (3,000 万円) は未計上であった。

###### ②平成 27 年度予算における主な増減要因

現時点では、あくまで想定だが、次のような増減要因が考えられる。

増 額	減 額
①企業誘致に伴う町税 (約 1 億円)	①評価替えに伴う固定資産税 (約 4,000 万円)
②地方消費税交付金 (約 7,000 万円)	②地方交付税 (約 3,000 万円)
③その他 (約 2,000 万円)	* 公債費分考慮
	③地域福祉基金繰入金 (約 4,000 万円)
	④元氣交付金基金繰入金 (2 億 2,000 万円)
(計) 約 1 億 9,000 万円	(計) 約 3 億 3,000 万円
●平成 27 年度歳入予算見込額 約 42 億 6,000 万円 (44 億円-1.4 億円)	

##### (2) 歳出予算見込額

###### ①平成 26 年度当初予算

同時点での歳出要求額は、51 億 707 万 7 千円であった。この要求額には、地域の元氣臨時交付金事業 (約 5 億円) が含まれており、これを除いた歳出要求額は約 46 億円であった。

###### ②平成 27 年度予算における主な増減要因

現時点では、あくまで想定だが、次のような増減要因が考えられる。

増 額	減 額
①企業誘致奨励金 (約 3,000 万円)	①行政情報システム (約 6,000 万円)
②扶助費増加分 (約 4,000 万円 H26 参考)	
③繰入金増加分 (約 2,000 万円 H26 参考)	
④公債費 (約 1,000 万円)	
(計) 約 1 億円	(計) 約 6,000 万円
●平成 27 年度歳出予算見込額 約 46 億 4,000 万円 (46 億円+0.4 億円)	

### (3) 財源不足額について

平成 27 年度当初予算における財源不足額は、歳入予算見込額（約 42 億 6,000 万円）－歳出予算見込額（約 46 億 4,000 万円）＝約 3.8 億円と想定される。

主要基金の残高が約 2 億 3,000 万円であり基金繰入は困難であることから、当初要求段階で、事業の見直しや歳入の精査を行うものとする。

### (4) 平成 27 年度の地方交付税総額等の見通し

#### ①スケジュール

ア 総務省の概算要求、平成 27 年度の地方財政の課題（26 年 8 月 29 日公表）  
平成 27 年度の地方交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金の仮試算（全国総額：県・市町村）の合計が示された。

イ 地方財政対策の決着（例年、12 月末に公表）  
平成 27 年度の地方交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金の全国総額（県・市町村）の合計が決定される。

#### ②平成 27 年度地方交付税の概算要求の概要（平成 26 年 8 月 29 日 総務省公表）

- ア 概算要求の考え方
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2014」及び「中期財政計画」で示された方針を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成 26 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。
  - 地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし、16.0 兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求。
  - 東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保。

#### イ 要求内容

- 経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていくことを基本として、地方の税収の動向等を踏まえた一般会計からの別枠の加算(0.5 兆円)等を行う。なお、平成 26 年度から平成 28 年度における財源不足を折半で補填するルールに基づき、臨時財政対策特例加算(2.0 兆円)を行う。
- 平成 27 年度において、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるようにすることや、地方の創生と人口減少の克服に必要な財源を安定的に確保する必要があることから、交付税率の引上げを事項要求とする。
- 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求と

する。

- この概算要求は、仮置きの数値であり、今後、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 68 号）附則第 18 条等に基づく消費税率等の引上げについての判断、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整する。

### ウ 概算要求の姿

地方交付税（地方団体への交付ベース）

平成 27 年度	平成 26 年度	比較（27 年度－26 年度）
16 兆 450 億円＋事項要求	16 兆 8,855 億円	△8,405 億円 △4.98%

### エ 平成 27 年度地方債計画案

臨時財政対策債

平成 27 年度	平成 26 年度	比較（27 年度－26 年度）
5 兆 5,458 億円	5 兆 5,952 億円	△494 億円 △0.88%

## 第1 予算編成方針

### 1 予算編成にあたっての基本方針

ここ数年の本町は、国の交付金・補助金を積極活用し、公共施設の耐震化や大規模修繕工事を実施し、将来の財政負担を大きく軽減することができた。

この成果を土台とし、人口減少、超高齢社会へ対応しながら、町の継続的な活性化を図るために、平成26年度の基本方針と同様に、「将来の町の活性化につながる施策に戦略的に取り組む」、「社会構造の変化等に対応する施策に包括的に取り組む」ものとする。

なお、これらの取組みは、「平成27年度町政運営の考え方」で示したとおり、第5次総合計画の政策（施策）を評価・検証し、数値の裏づけのある具体的かつ戦略的な政策（施策）を立案・推進することでもある。

しかし、効果的な政策（施策）が立案できても、具体的に推進するためには基金依存の財政構造から脱却することが不可欠であり、そのためには行財政改革の断行が必要である。

\*

以上のことから、平成27年度予算は、次の基本方針に基づき編成するものとする。なお、重点施策については、「事業見直し調査」「事業別明細書の精査」を経た後、その位置づけを検討する。

基本方針
(1) 将来の町の活性化につながる施策に戦略的に取り組む
(2) 社会構造の変化等に対応する施策に包括的に取り組む
(3) 政策（施策）の評価・検証、事業の見直しに取り組む

### 2 予算編成方針作成に伴う各課重点事項等調査（各課提出）

予算編成方針の作成に向けて、各課重点事項調査を実施したが、重点事項は平成26年度と比較すると減っているが、それでも60事業に及んでいる。

その一方で、「平成27年度財見通し」で示したように、現時点で想定される財源不足額は約3億8,000万円であり、提出された重点事項についても取捨選択が避けられない。

したがって、予算要求書と併せて提出する「事業別明細書」において、内容を精査する。

## 第2 具体的な予算編成手法

### 1 具体的な手法

平成27年度予算は、予算編成の原則と予算編成方針で示された基本方針を踏まえ、以下の手法により予算編成を行うものとする。

#### (1) 各課における目標の設定

平成27年予算においても、「課の役割」と「個別事業とその目標」を各課において作成し、予算参考資料等により公表する。（様式は概ね次のとおり。）

考え方としては、

- ① 「個別事業とその目標（案）」を各課で検討。
- ② 「個別事業とその目標（案）」を踏まえて、予算要求書を作成。
- ③ 予算編成終了時に、「個別事業とその目標（案）」を見直し、最終版を作成。という手順となる。したがって、ここでいう個別事業とは、予算書に計上される個々の具体的事業ではなく、その元になった事業である。

また、人事評価制度における課の組織目標は、この「個別事業とその目標」を踏まえるとともに、個々の職員の目標も加味して作成することとなる。

#### 【記入例】

政策財政課の目標（平成27年度）

政策財政課課長 □□□□

- 1 課の役割  
\*省略
- 2 個別事業とその目標
  - (1) 第5次総合計画に位置付けられた政策課題の推進  
\*省略
  - (2) あんずの里づくり構想の推進（6次産業化関連）  
\*省略
  - (3) 地域公共交通会議の運営  
\*省略
  - (4) チャレンジ目標  
\*省略

#### (2) 財政健全化の推進

当町の財政状況を的確に把握するとともに、活力ある財政構造への転換及び財政基盤を強化する取り組みを推進するため、基金残高や財政健全化法に規定する4つの健全化判断比率等の財政指標を念頭においた予算編成を行うものとする。

### (3) PDCAの強化による既存事業の徹底した見直し

△(Action)を実現するためには、各事業区分別の成果目標を掲げ、事後評価を十分行い、その必要性、効率性、有効性等を検証し、歳出予算に反映させるなど、予算の重点化・効率化を進めなければならない。

このため、決算概要説明資料として作成した「新規事業・主要事業の成果及び評価並びに改善点」等を活用し、既存事業の成果・効果・改善点等を徹底的に分析し、事業仕分け、廃止、縮小、休止、類似事業との統合など、あらゆる可能性を視野に入れ見直すことが必要である。

なお、直ちに見直しすることができない事業の場合には、年度途中及び次年度以降での見直しを視野に入れ、継続的な点検等を実施することとする。

\*「町民サービス維持・確保に向けての事業見直し調査」の結果を活用する。

### (4) コスト意識と適正な経費算定

行政サービスである各種事業には必ずコストがかかる。このコストに対する意識を持つとともに費用対効果の検証が必要である。さらに、予算と決算の乖離について精査し、必要最小限の経費を的確に算定するものとする。

### (5) 新規事業に対する姿勢及び財源等の確保

新規事業については、基本的に予算編成の基本方針に基づく施策に限定する。なお、住民福祉の向上等に寄与する、緊急・重要な課題解決等に必要な施策には効果的に取り組むものとするが、その事業財源については、既存事業の見直しを行う中で確保することを基本とする。

### (6) 国、県の予算動向の注視と要望

我が国の社会経済状況は回復傾向に向かうと期待されているが、実態経済への反映では大きな改善は見られず、不透明さが増している。また、国や県の財政状況についても、大きく改善する状況ではない。

しかし、事業財源として活用できる国、県の財政支援を効率的に獲得する必要があるため、これまで以上に国、県の予算編成動向を注視する。なお、国、県からの財政支援が減少する事業については、事業見直しの好機と考え、先例に捉われることなく柔軟な発想・思考をもって対応する。(事業見直し調査)

また、継続して必要な事業財源については、あらゆる機会を通じて、国、県への要望を行い、財源確保について積極的に行動する。

### (7) 予算要求基準額(経常経費)の設定

「平成 27 年度財政見通し」で述べたとおり、本町における一般財源の確保は極めて厳しい状況であり、今後の財政運営においては、経常経費の圧縮が避けられない重要な課題となっている。

このため、平成 27 年度の予算編成においては、昨年度に引き続き、経常経費に枠配分予算の考え方を取り入れ、事業別予算要求基準額を設定する。なお、所管課別の事業別予算要求基準額については、別途、政策財政課長より通知させる。

## 3 その他

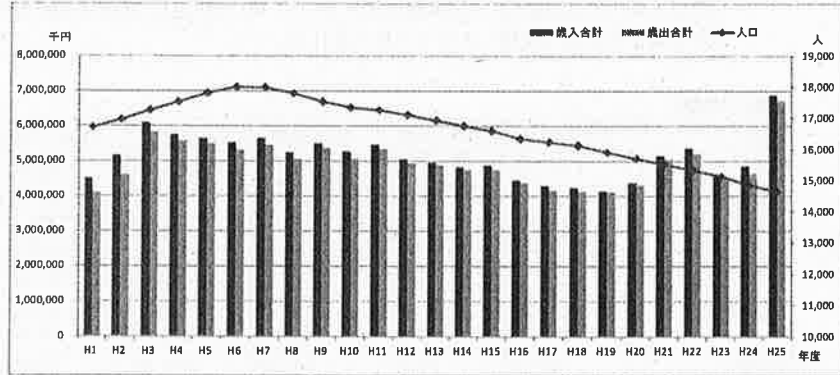
平成 27 年度予算編成の細部取扱いについては、別途、政策財政課長から通知させる「平成 27 年度予算見積書等の提出について(通知)」によるものとする。

別添資料

本町の財政状況と決算分析

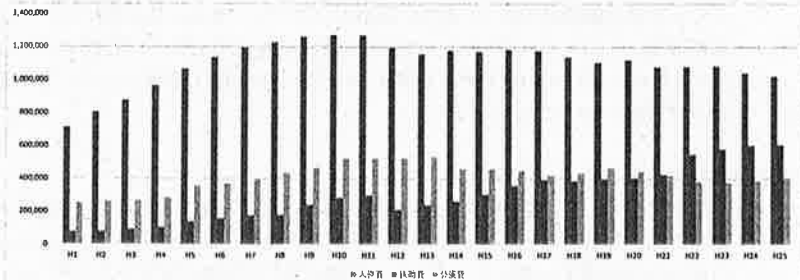
1 本町の財政状況

(1) 財政規模の推移



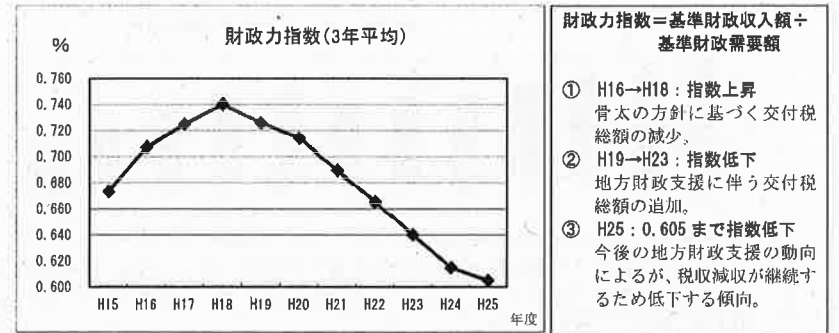
- ①人口と財政規模は、ほぼ同様に推移。
- ②21年度及び22年度は国の経済対策交付金、24年度は緊急防災・減災事業、25年度は地域の元氣臨時交付金の活用により財政規模が拡大。
- \*人口減少に伴い個人町税等は減少見込み。適正な財政規模の維持が必要。

(2) 義務的経費の推移

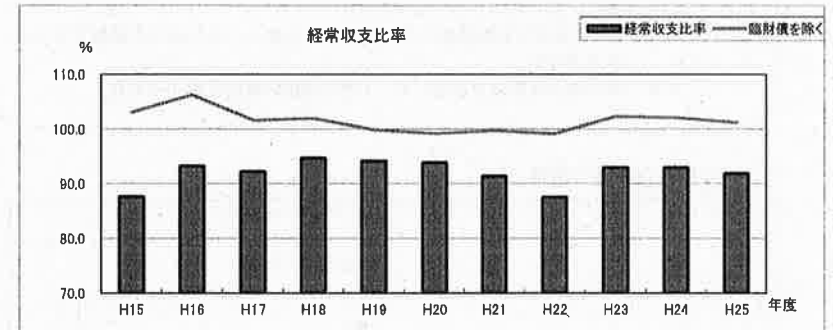


- ①人件費は減少しているが、扶助費及び公債費の伸びにより義務的経費全体では増加傾向。
- ②人口は減少しており、1人当たりの義務的経費は増加していることとなる。
- \*今後、義務的経費は増加見込みであり、特に扶助費が大きな増加要因である。

(3) 財政力指数の推移

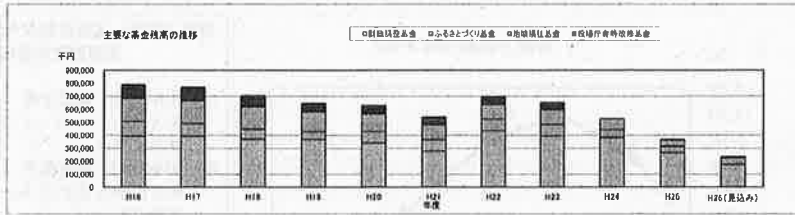


(4) 経常収支比率の推移



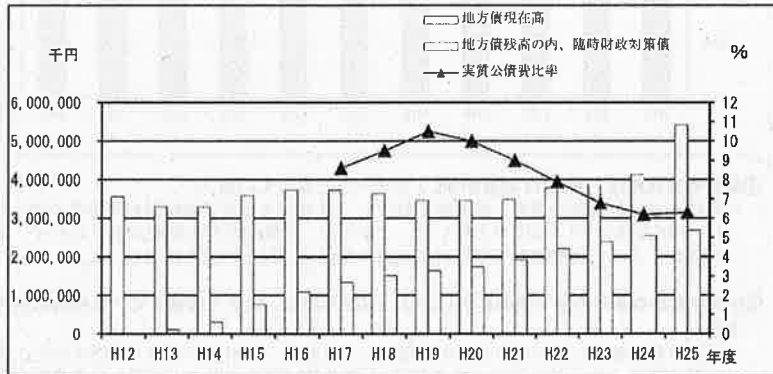
- ①経常収支比率は、平成18年度が94.7でピークとなっている。  
⇒町税及び交付税等の経常一般財源が減少し、経常収支比率（臨時財政対策債を除く）は、H18年度に94.7%まで上昇した。このため、投資的経費の削減が避けられず、歳出総額に占める普通建設事業費の割合は、県内30町村中で27位となった。
- ②H19年度から若干の低下傾向を示し、H21・H22年度は、大きく改善している状況に見えるが。  
⇒町税（税源移譲）及び地方交付税の増加により経常一般財源が増加し、経常収支比率が低下傾向となった。また、21年度及び22年度は国の交付金を活用した義務教育施設の耐震化等の普通建設事業を実施したため、さらに経常収支比率が低下した。
- ③H23年度に経常収支比率が上昇しているが。  
⇒23年度は、公債費以外の経常経費充当一般財源が増加している一方、地方税、各種交付金及び臨時財政対策債が減少したため、経常収支比率は5.4ポイント悪化した。その後は、若干の減少傾向となっている。

(5) 基金残高の推移



- ① 主要な基金（4基金）の残高は、15年度は約9億3千万円だった。その後、減少を続け22年度に積み立てを行ったものの、23年度の残高は約6億5千万円となり、8年間で約2億8千万円減少した。
- ② また、24年度及び25年度は緊急防災・減災事業、学校施設環境改善交付金事業等の事業実施財源として活用したため、25年度末の残高は約3億6千万円となっている。
- ③ さらに26年度当初予算編成において取り崩しを行っており、6月補正時点での4基金の残高見込額は、約2億3千万円まで減少している。
  - \* 1 27年度当初予算編成では、基金の取り崩しにより歳入を確保することはできない。
  - \* 2 例年の予算編成と比較して、1億円程度の歳出圧縮が不可欠。

(6) 地方債現在高等の推移



- ① 地方債現在高は、これまで35億円程度で推移していたが、近年増加傾向。
- ② これは、近年の社会資本整備事業財源として、地方債を活用していることも要因となっている。なお、発行額の多くは、臨時財政対策債が占めている。
  - ⇒ 臨時財政対策債と減税補てん償を合わせた地方債残高は約29億1千万円で、地方債残高の約54%を占めている。また、償還財源に対する交付税措置があるため、実質公債費比率は低下している状況となっている。

2 財政指標等の今後の推移

① 財政規模

- ・ 25年度及び26年度は、緊急防災・減災事業、地域の元気臨時交付金事業等の大規模普通建設事業により財政規模が大きくなった。これら要因を除くと、23年度歳入額の約46億円から約2億程度少ない44億円程度の財政規模（普通建設事業債を含む歳入規模）となると見込まれる。

【歳入の推移】

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
町税	1,875,370	1,762,854	1,736,693	1,699,539	1,683,603
各種交付金等	367,760	362,446	337,507	329,059	334,799
地方交付税	934,323	1,061,338	1,119,106	1,155,415	1,151,405
国庫支出金	1,015,809	842,340	405,732	368,617	1,197,830
県支出金	228,249	364,541	251,647	269,087	245,176
繰入金	109,472	17,250	59,802	156,688	212,580
繰越金	67,699	100,619	149,636	113,343	196,119
町債	331,481	603,272	401,928	585,856	1,631,012
その他	137,367	208,986	152,210	161,773	185,836
(合計)	5,067,530	5,323,646	4,614,261	4,839,377	6,838,360

② 義務的経費

- ・ 義務的経費は平成22年度以降毎年20億円以上で、この中で人件費は年々減少しているが公債費は平成24年度以降増加している。また、扶助費については毎年増加しており10年前の約2倍の額となっていることから「町民サービス維持・確保に向けての事業見直し調査」により、扶助費も聖域とせず、その圧縮が不可避になっている。

③ 経常収支比率

- ・ 行財政改革の成果により経常経費は削減されているが、地方財政支援（交付税・臨時財政対策債）などの外部要因により大きく変動する指標である。しかし、当面は90%程度を上限として設定し、財政の弾力性を確保するものとする。

④ 基金残高

- ・ 平成25年度は、財政調整基金からの繰り入れや地域福祉事業の事業財源として地域福祉基金からの繰り入れを行ったため、基金残高は約3億7千万円となっている。

- ・また、平成 26 年度は約 1 億 9 百万円の基金繰入を予算化（9 月補正時点）しており、実質残高は約 2 億 6 千万円となっている。
- ・したがって、今後の予算編成においては、基金からの繰入はできない状況になっている。

**⑤地方債現在高**

- ・人口一人当たりの地方債現在高は、平成 23 年度に 256 千円、平成 24 年度は 282 千円、平成 25 年度は 371 千円と増加傾向となっている。
- ・しかし、地方債残高の約 54%は臨時財政対策債と減税補てん債が占めているため、交付税の需要額に算入（公債費）される割合が大きい状況である。
- ・さらに、実質公債費比率は、平成 23 年度に 6.8%、平成 24 年度は 6.2%まで低下し、平成 25 年度は 6.3%となっている。
- ・このような状況から、住民生活に真に必要な社会資本整備に要する経費の財源調達手段として、起債の活用を検討するものとする。